

の『共助』力を高める

すか？ 要援護者支援制度」～

町では、風水害や地震などの災害時に、自力で避難が困難な方（災害時要援護者）が迅速かつ安全に避難できるよう、地域ぐるみの助け合いの制度（災害時要援護者支援制度）を推進しています。

災害時要援護者支援制度とは

町では、災害時のセーフティーネットを構築するため、平成21年4月から『災害時要援護者支援制度』として、災害時に一人で避難できない方を対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う制度をスタートさせました。

この制度は、高齢者や障がい者など、一人で避難ができない方（災害時要援護者）の情報を事前に町の災害時要援護者支援台帳に登録していただくことで、近隣の住民の方などによる災害時の避難支援や安否確認を速やかに行うことができますようにするものです。さらに、平常時には「声かけ」や「見守り活動」などにも役立てるものです。

平成25年3月末現在、災害時要援護者支援台帳の登録者は438人です。

どんな人が登録できるのか

災害時要援護者支援台帳に登録できる方は、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に、自らの力や家族の支援だけでは避難が困難で、何らかの助けが必要な方です。基本的に

は、一人で避難できない方は誰でも登録できます。

地域支援者の登録促進を呼びかけます

災害時要援護者には、災害時に避難情報を伝えたり、安否確認や避難誘導をする「地域支援者」の存在が欠かせません。

町は提出された申請内容を、災害時要援護者支援台帳に登

民生委員・児童委員による訪問活動を行います！！

6月は、災害時要援護者訪問調査の重点訪問期間です。すでに災害時要援護者支援台帳に登録している方を対象に登録内容の確認と、要援護者を支援する「地域支援者」への活動の呼びかけを行いますので、皆さまのご協力をお願いします。なお、訪問する民生委員・児童委員は必ず身分証明書を携帯しています。ご心配の場合は町役場にご確認ください。

■お問い合わせは役場健康福祉課へ ☎ 296-1241

録し、台帳を基に要援護者の個別支援計画書を作成しますが、この計画書には、「地域支援者」を定めることになっていきます。

地域支援者は、原則として要援護者の近隣の住民の方（顔なじみの方）にお願いします。この地域支援者を決めるには、まずは要援護者の方にお話を伺います。そして町が民生委員・児童委員に適任者を推薦してもらい、地域支援者になる方から同意をもらい決定します。

災害発生時にすぐ対応できるのは、近隣の住民の方です。要援護者の近隣に住んでいる顔なじみの方が地域支援者となり、民生委員・児童委員と協力しながら要援護者を普段から見守り、災害時に支援を行うことは、要援護者にとってはとても心強いことです。これにより安心感を生み、地域の『共助』力を高めるためにも、ご近所にお住まいの地域支援者のご協力が必要不可欠です。

町では、地域支援者を近隣の住民の方に依頼する活動を、民生委員・児童委員の皆さんにご協力いただき進めています。6月は台帳登録者を対象に個別訪問を実施します。

制度の目的に賛同いただける方はぜひご協力ください。

災害時

～知っていま
「災害時

■制度を利用するにはどうしたらいいの？

災害時に支援を受けるには、あらかじめ災害時要援護者支援台帳への登録が必要です。登録しておけば、支援が必要な方ということで事前に把握でき、町、民生委員・児童委員、地域支援者が安否確認や避難支援などをしやすくなります。また、平常時から「声かけ」などの見守り活動もできます。

登録したい方（要援護者）は、役場健康福祉課に備え付けてある「鳩山町災害時要援護者登録申請書兼外部提供同意書」に必要事項を記入し町に提出していただきます。この際、本人が自書できないときやご自身で判断できないときは、家族などが代理で申請できます。

また、登録の促進を図るため、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会などの訪問により、本人（代理申請可）の同意のもとに申請の手続きを行うこともできます。申請書類を訪問した民生委員・児童委員に預けて登録できます。

■登録する内容は？

住所、氏名、電話番号、緊急時の連絡先、その他災害時に役立つと思われる情報などです。

個人情報、同意をいただいた関係機関（町、消防組合、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など）や関係者のみに提供し、それ以外に提供することはありません。

■問合せ

障がいのある方：

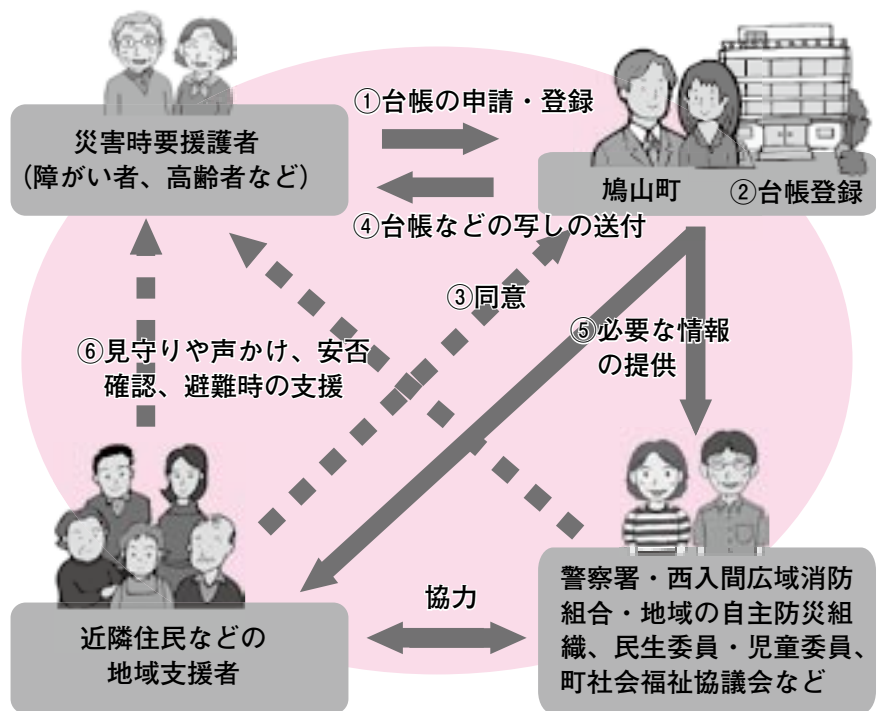
役場健康福祉課 ☎ 296-1241

高齢の方：

町地域包括支援センター

☎ 296-7700

鳩山町災害時要援護者支援制度のイメージ



「地域支援者」の活動にご協力ください！

■地域支援者は、どんなことをすればいいの？

- (1) 災害時には、要援護者のお宅に行き、安否確認、情報伝達、避難誘導などを行っていただきます。
※災害時には、まずご自身の安全を確保し、できる範囲で結構ですので支援を行ってください。
- (2) 平常時には、「声かけ」などの見守り活動を行ってください。また、要援護者が何か困っていることがあれば、町や民生委員・児童委員にご相談ください。

■地域支援者は、活動をする上で何に気をつければいいの？

支援以外の目的で、申請書に記載された個人情報、支援活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはいけません。活動をしなくなった後も同じです。また、申請書の写しは、関係者以外に内容を知られないように厳重に保管してください。